

土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事の推進に関する試行方針

第１ ＩＣＴ活用の推進

国土交通省が推進するi-Constructionの施策の一つであるＩＣＴの全面的な活用について、現場の生産性向上や品質確保を図るため、兵庫県土木部発注工事においても、以下のとおり「ＩＣＴ活用工事」の試行に取り組むものとする。

なお、運用にあたっては、別途定める以下の要領により実施するものとし、試行方針及び要領は、新たな知見や試行結果等により柔軟に変更するものとする

- ①土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ土工)の試行要領【受注者希望型】
- ②土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ土工)の試行要領【発注者指定型】
- ③土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ土工)(河川堆積土砂撤去)の試行要領【発注者指定型】
- ④土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ舗装工)の試行要領【受注者希望型】
- ⑤土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ舗装工)の試行要領【発注者指定型】
- ⑥土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ舗装工(修繕))の試行要領【受注者希望型】
- ⑦土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ河川浚渫工)の試行要領【受注者希望型】
- ⑧土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ河川浚渫工)の試行要領【発注者指定型】
- ⑨土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ地盤改良工)の試行要領【受注者希望型】
- ⑩土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ法面工)の試行要領【受注者希望型】
- ⑪土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ構造物工(橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工))の試行要領【受注者希望型】
- ⑫土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ作業土工(床掘))の試行要領【受注者希望型】
- ⑬土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ付帯構造物設置工)の試行要領

１－１ ＩＣＴ活用工事を推進する工事

兵庫県土木部が発注する、下記工種を含む工事とする。

- ①土工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ土工」という。）
 - ・道路土工、河川土工、砂防土工、海岸土工
- ②舗装工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ舗装工」という。）
 - ・舗装工、付帯道路工
- ③舗装工（修繕）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ舗装工（修繕工）」という。）
 - ・舗装工
- ④河川浚渫工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ河川浚渫工」という。）
 - ・浚渫工（バックホウ浚渫船）
- ⑤地盤改良工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ地盤改良工」という。）
 - ・地盤改良工
- ⑥法面工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ法面工」という。）
 - ・植生工、吹付工、吹付法枠工、落石雪害防止工
- ⑦構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ構造物工」という。）
 - ・橋台工、ＲＣ橋脚工、鋼橋上部、コンクリート橋上部、基礎工、擁壁工、コンクリート堰堤工
- ⑧作業土工（床掘）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ作業土工（床掘）」という。）
 - ・作業土工

⑨付帯構造物設置工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ付帯構造物設置工」という。）

- ・コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工、側溝工、管渠工、縁石工、基礎工（護岸）、海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、護岸付属物工

１－２ ＩＣＴ活用工事の対象外とする工事

総価契約単価取決方式による工事及び災害復旧工事、従来施工において土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は対象外とする。

第２ 実施体制

ＩＣＴ活用工事の推進にあたっては、兵庫県土木部が一体となって取り組む体制を整備し、ＩＣＴ活用工事の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

第３ ＩＣＴ活用工事の推進を図るための措置

３－１ ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）においてＩＣＴを活用する工事である。ただし、ＩＣＴ土工（河川堆積土砂撤去）及び受注者希望型の場合は、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。

なお、プロセス選択は、「③ＩＣＴ建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

【施工プロセス】

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

なお、ＩＣＴ建設機械とは、３次元マシンコントロール技術、３次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

３－２ 実施手続及び必要な経費の計上

ＩＣＴ活用工事を実施する場合、以下の発注方式に応じて必要な経費を計上する。

３－２－１ 受注者希望型

入札公告にＩＣＴ活用工事の対象となることを記載するとともに、別途定める特記仕様書を添付し、ＩＣＴ活用工事の適用対象とすることを明示する。契約後に、受注者からの提案・協議によりＩＣＴ活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める「土木工事標準積算基準書」により必要な経費を計上する。

３－２－２ 発注者指定型

発注者の指定によりＩＣＴ活用工事を実施する場合、入札公告にＩＣＴ活用工事の対象となることを記載するとともに、別途定める特記仕様書を添付し、ＩＣＴ活用工事の対象

であることを明示し、別途定める「土木工事標準積算基準書」により必要な経費を計上する。

3-3 総合評価落札方式による評価

受注者希望型の総合評価落札方式(施工計画評価型・施工能力評価型)において、ICT活用工事を実施すると申告した場合は、加點評価するものとする。

(対象工種が複数ある場合は、発注者が指定しない限り、単一工種を実施すると申告した場合においても、加點評価するものとする。)

申告の対象となるのは、3-1に示す全ての施工プロセス(①～⑤)においてICTを活用する場合に限る。

なお、ICT法面工及びICT構造物、ICT作業土工(床掘)は評価の対象外とする。

3-4 工事成績評定における評価

ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加點評価するものとする。

なお、発注者指定型において、ICT活用工事を実施しなかった場合は、ICT活用工事に必要な経費は計上しない(設計変更により減額する)ものとする。加えて、指名停止措置及び工事成績評定における「法令遵守等」項目で減点するものとする。ただし、ICT機器やICT建設機械が手配できない場合やICT建設機械により施工できない範囲がある場合等、受注者の責に帰すべき事由がないときはこの限りでない。

第4 ICT活用工事の推進のための当面の留意点

ICT活用工事の推進にあたって、受注者が円滑にICT活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用工事の円滑な推進のために必要である。このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4-2 研修等の実施

関係者が一体となってICT活用工事の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。

4-3 ICT活用工事の実施促進

ICT活用工事として発注していない工事であっても、受注者の発案により日常施工管理などに3次元データやICT機器を活用することで生産性向上が見込まれる場合には、受注者希望型と同様の取扱い※とし積極的に活用するものとする。

※ICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、工事成績を加點する。

平成 29 年 3 月 17 日施行	(平成 29 年 4 月 1 日適用)
平成 30 年 3 月 22 日改定	(平成 30 年 4 月 1 日適用)
平成 30 年 6 月 29 日改定	(平成 30 年 7 月 1 日適用)
平成 30 年 7 月 31 日改定	(平成 30 年 8 月 1 日適用)
平成 30 年 10 月 24 日改定	(平成 30 年 11 月 1 日適用)
平成 30 年 11 月 1 日改定	(平成 30 年 11 月 1 日適用)
令和 元年 8 月 22 日改定	(令和 元年 9 月 1 日適用)
令和 2 年 6 月 22 日改定	(令和 2 年 7 月 1 日適用)
令和 3 年 6 月 28 日改定	(令和 3 年 7 月 1 日適用)
令和 4 年 9 月 15 日改定	(令和 4 年 10 月 1 日適用)
令和 5 年 9 月 26 日改定	(令和 5 年 10 月 1 日適用)
令和 7 年 9 月 30 日改定	(令和 7 年 10 月 1 日適用)
令和 8 年 9 月 30 日改定	(令和 8 年 10 月 1 日適用)